

「青年ボランティア人材バンク」設置要綱

岐阜市青少年育成市民会議

（設 置）

第1条 幅広く人材を発掘し、その情報を提供することにより、次代を担う青少年の健全育成を支援し、豊かな地域社会をつくるため、青年ボランティア人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

（定 義）

第2条 この要綱において「人材」とは、青少年の健全育成についての理解と熱意をもち、地域社会に積極的に貢献しようとする意欲ある者をいう。

（事 業）

第3条 人材バンクの事業は次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、変更および取り消しに関すること。
- (2) 人材情報の管理および提供に関すること。
- (3) 人材の発掘および養成に関すること。
- (4) その他人材バンクについて必要なこと。

（登録の方法）

第4条 人材バンクに登録しようとする者は、オンライン申請サイトから行うものとする。

2 岐阜市青少年育成市民会議は、前項の登録申請を受けたときは、内容を確認の上、登録を決定する。

3 人材バンクに登録できる者は、市内に在住、在勤、もしくは在学している者とする。

4 前項のほか岐阜市青少年育成市民会議が登録を適当と認める者については、本人の承諾を得て登録することができる。

（人材バンクの利用）

第5条 利用の目的は、青少年健全育成、まちづくり等の支援ボランティアとする。

2 政治、宗教または営利を目的とする場合は、人材バンクを利用できない。

（庶 務）

第6条 人材バンクの庶務は、岐阜市（ブロック）青少年育成市民会議において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は令和6年4月1日から施行する。